

# IV

## 整備基準の解説

### 4 公園

## 4 公園

### 4-1

## 出入口

### ●基本的な考え方

- ・ 公園の出入口は安全かつ円滑な構造とする。
- ・ 出入口付近に設ける車止めは十分な間隔を確保し、視覚障害者や車椅子使用者等の円滑な通行に努める。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
敷地に接する道へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口を設ける場合は、次に定める構造の出入口をそれぞれ1以上設けること。			・ 主要な出入口はもれなく整備する。	
(1) 有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。	・ 有効幅員とは、内のりのことである。手すりがある場合は、その内側からの寸法になる。以下同じ。		図1 図4
(2) 路面仕上げ	路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	・ 路面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。 ・ れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工すること。		図1 図2 図3 図4
(3) 段	段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。	・ やむを得ない場合の2センチメートル以下の段差は段と見なさない。		図1 図4 3の項参照 4の項参照
(4) 車止め柵の間隔	車止めの柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90センチメートルを標準とすること。	・ 有効幅員については、車止めの最上部まで90センチメートルを確保したものとすること。 ・ 車止めを複数配置する場合は、車椅子使用者等が円滑に通行できるような配置とすること。 ・ 半円形の車止めや回転しながら進入する車止め等の特殊な形状のものは、車椅子使用者等の通行に支障をきたす場合があるので、可能な限り避けること。 ・ 車止めの柵の前後には、150センチメートル以上×150センチメートル以上の水平部分を設けること。	・ 車止めは、白杖で認知しやすい形状や弱視者等が認知しやすいものとする。 ・ 避難場所等になっている公園に車止めを設置する場合は、可動式のものとする。	図1 図4
(5) 出入口からの水平距離	出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	・ 出入口には、車椅子使用者等が安全で円滑に出入りができるように、長さ150センチメートル以上の水平面を設置すること。		図1 図4

図1 出入口の設計例

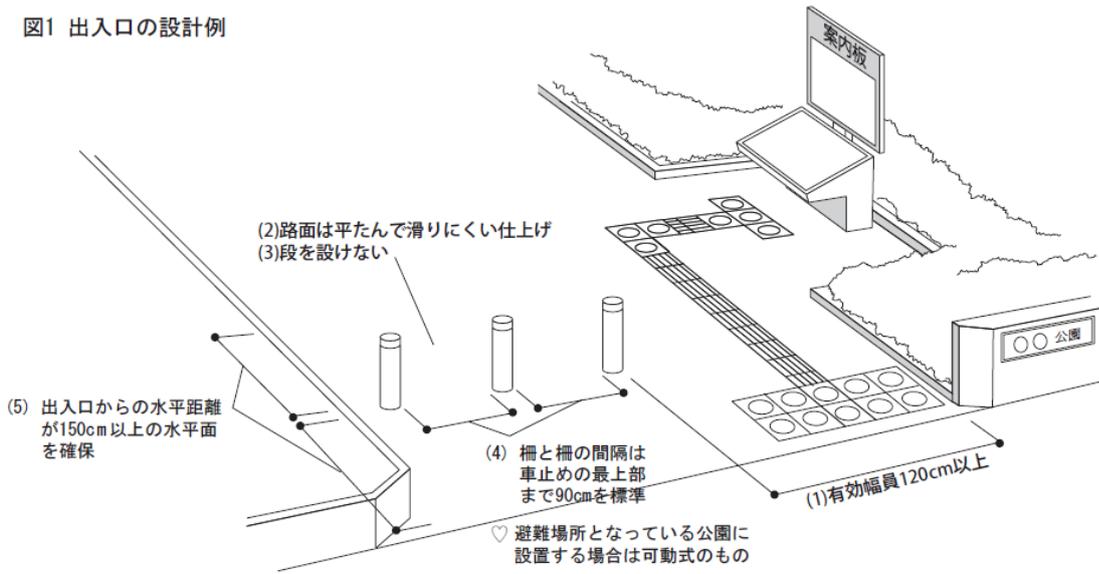


図2 好ましくない路面仕上げ例  
(砂利敷き)

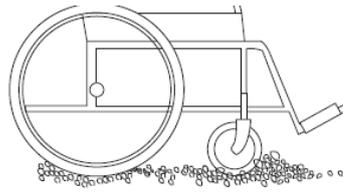


図3 好ましくない路面仕上げ例  
(石畳)

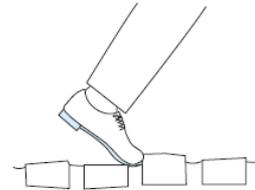
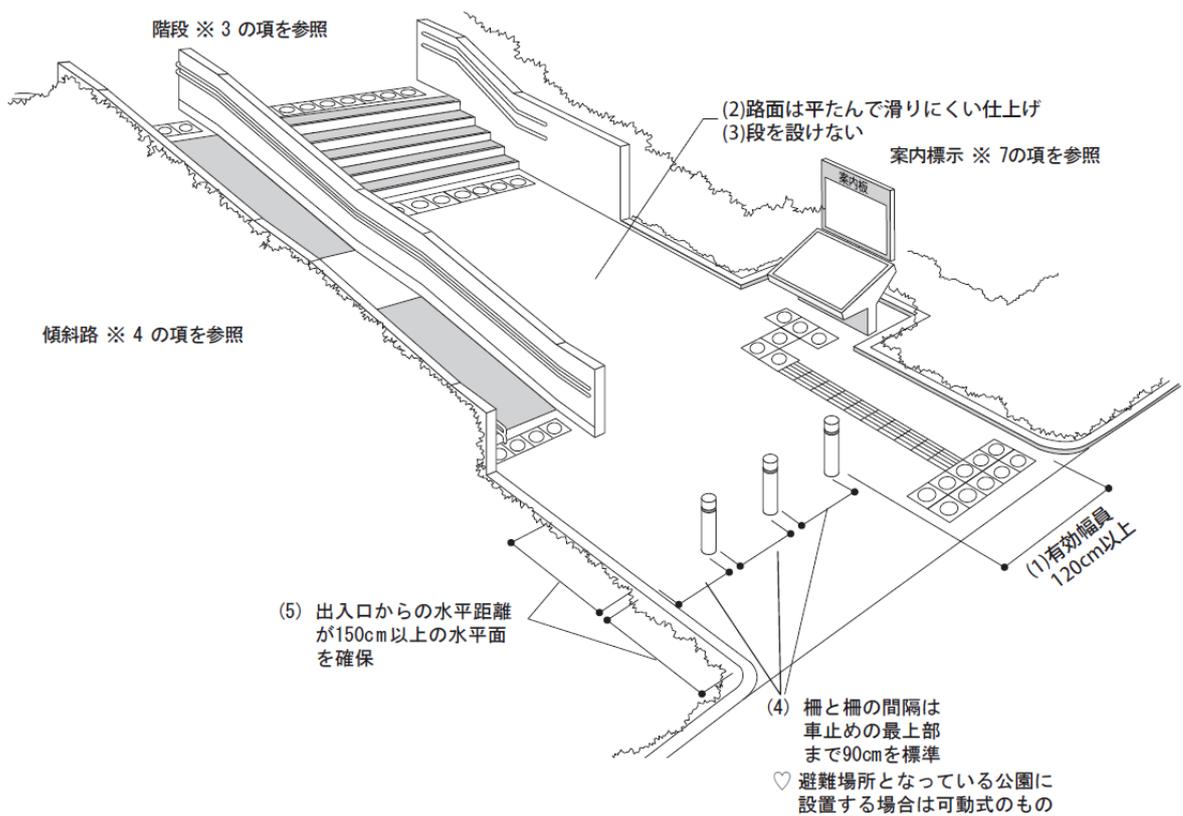


図4 出入口（傾斜路併設）の設計例



4 公園

4-2

園路

●基本的な考え方

- ・ 園路はできる限り平坦とする。
- ・ 園路の一方又は両端部が河川や池等により車椅子等の円滑な通行に支障があるとみられる場合は、車椅子使用者等の眺望を確保しながら、手すり、園路両端部の立ち上がりを適宜設ける。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 主要な園路は、次に定める構造とすること。		「主要な園路」とは、出入口と主要な公園施設とを結ぶ園路等、公園の利用上欠かせないものをいう。		
ア 有効幅員	有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通路の有効幅員は、車椅子使用者同士が行き違いやすいよう、180センチメートル以上とすること。</li> <li>・ 有効幅員を180センチメートル以上確保できない場合であっても、通路の末端の付近及び当該通路の50メートル以内ごとに、車椅子が転回できる場所を確保する場合は、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。ただし、車椅子使用者同士が円滑にすれ違えるよう、車椅子が転回できる場所までの見通しを確保するよう配慮する。</li> <li>・ 車椅子使用者が回転及びすれ違いができる寸法として、180センチメートル×180センチメートル以上の広さを確保すること。</li> </ul>		図1 図2 図3
イ 縦断勾配	縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。			図1
ウ 水平部分の確保	3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に支障がない退避スペースを設置すること。			図1
エ 横断勾配	横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。	・ 横断勾配は、車椅子使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1パーセント以下とし、排水の状況等、特別な理由がある場合のみ2パーセント以下とする。		
オ 段	段を設けないこと。ただし、地形の状況等によりやむを得ず段を設ける場合は、3の項に定める構造とし、4の項に定める構造の傾斜路を併設すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ やむを得ない場合の2センチメートル以下の段差は段と見なさない。</li> <li>・ 園路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合も同様の整備を行うこと。</li> </ul>		図1
カ 両側の構造	両側は、転落を防ぐ構造とすること。	・ 転落の危険性を考慮して、柵、側壁又はつえ等が落ち込まないように5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。		図1 図3
キ 手すりの設置	必要に応じて、手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連続性に配慮し、握りやすい形状とすること。</li> <li>・ 1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すりは両側に設置する。</li> <li>・ 2段手すりとする。</li> </ul>	

図1 園路の設計例

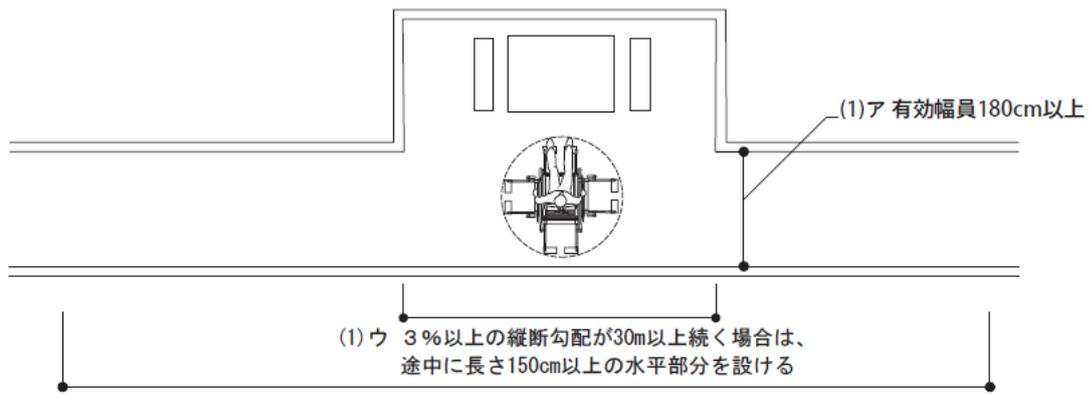
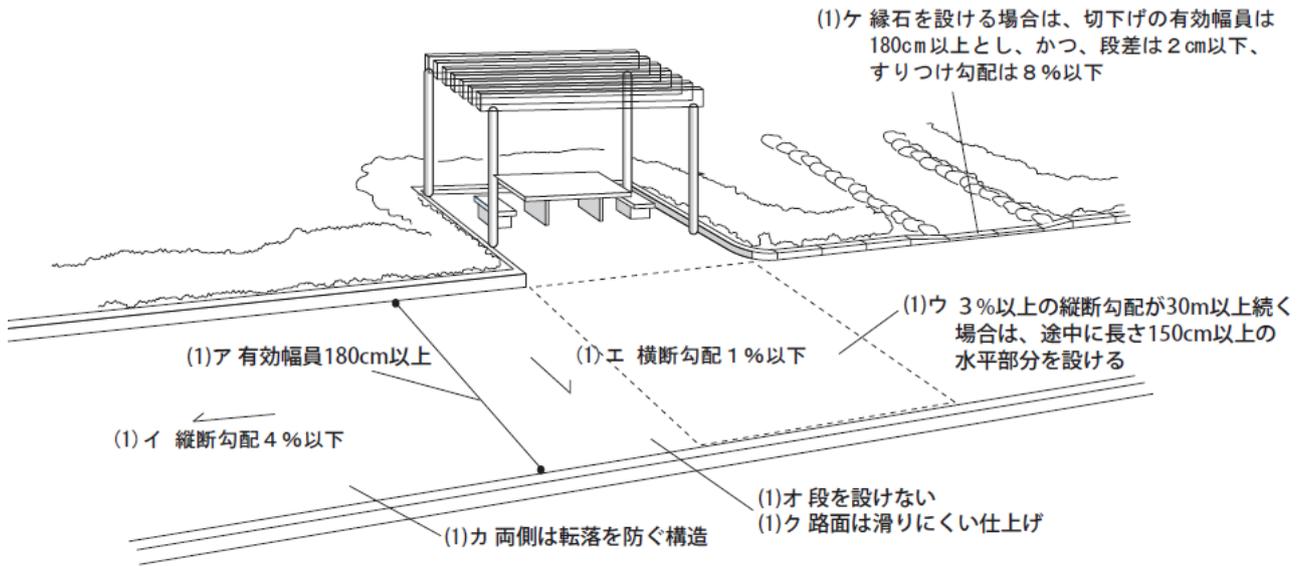


図2 車椅子使用者同士のすれ違い箇所  
(有効幅員180cm未満の場合の設計例)

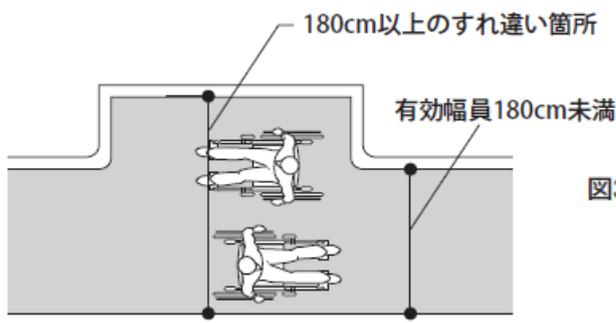
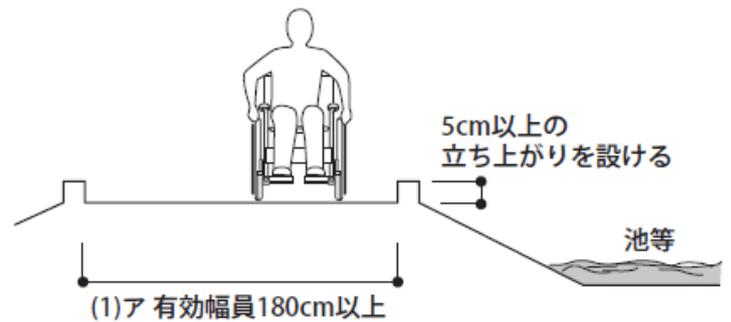
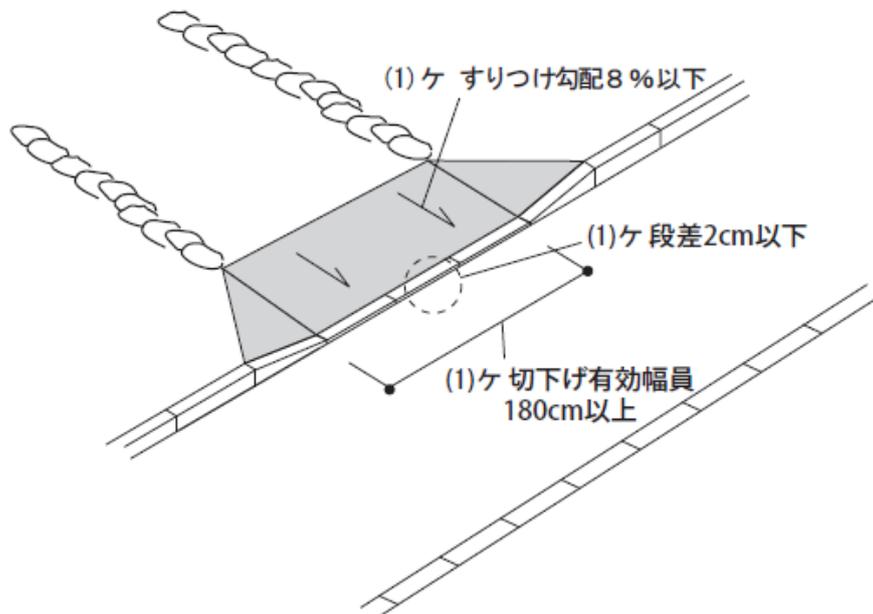


図3 園路の両側の設計例



整備基準		解説	望ましい水準	備考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの端部は、袖や手荷物が引っかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> </ul>		
ク 路面の仕上げ	路面は、滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</li> <li>・れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないように施工すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利敷きは用いない。</li> </ul>	図 1
ケ 縁石の切下げ	縁石を設ける場合は、切下げの有効幅員は 180 センチメートル以上とし、かつ、段差は 2 センチメートル以下、すりつけ勾配は 8 パーセント以下とすること。			図 1 図 4
コ 溝蓋の構造	排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。			
(2) 障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口や通路等に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障害者誘導用点状ブロックや柵等を設置し安全性を確保すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保する。</li> </ul>	

図4 縁石の切下げの設計例



## 4 公園

### 4-3

## 階段

### ●基本的な考え方

- ・ 公園内の階段は手すりを設ける。
- ・ 階段は来園者の利用しやすい構造とする。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
利用者の利用に供する階段を設ける場合は、次に定める構造とすること。		主たる階段は回り階段としないこと。なお、主たる階段とは、園内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。 ・ らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。		
(1) 有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。			図1
(2) 手すりの設置	手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すりは階段の両側に連続して設置すること。</li> <li>・ 高齢者やつえ使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置すること。</li> <li>・ 1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</li> <li>・ 手すりの端部は、袖や手荷物がひっかかる可能性があるため、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> <li>・ 階段の上端では水平に45センチメートル以上、下端では斜めの部分も含めて段鼻から45センチメートル以上延長すること。</li> <li>・ 階段の幅が3メートル以上の場合は、中間にも手すりを設けること。</li> </ul>		図1 図2
(3) 手すりの点字	手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すりには行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法はJIS T 0921にあわせたものとし、点字内容を文字で併記すること。</li> <li>・ 点字ははがれにくいものとする。</li> </ul>		
(4) 回り段	回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面の幅が一定でない回り段やらせん階段は、設置しないこと。</li> </ul>		
(5) 踏面の仕上げ	踏面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 踏面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</li> <li>・ 照明を設ける場合は、高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう配慮する。</li> </ul>		図1
(6) 段鼻の構造	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段の寸法は、蹴上15センチメートル以下、踏面35センチメートル以上、蹴込み2センチメートル以下とし、同一階段では、各寸法は一定とすること。</li> <li>・ 蹴込み板を設け、段鼻は突き出さず、踏面との段差がないものとする。</li> <li>・ 段鼻は、注意を喚起する観点から、踏面と、明度・色相又は彩度の差を大きくすること。</li> </ul>		図1 図3
(7) 両側の構造	階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設けること。</li> </ul>		図3

図1 階段の設計例

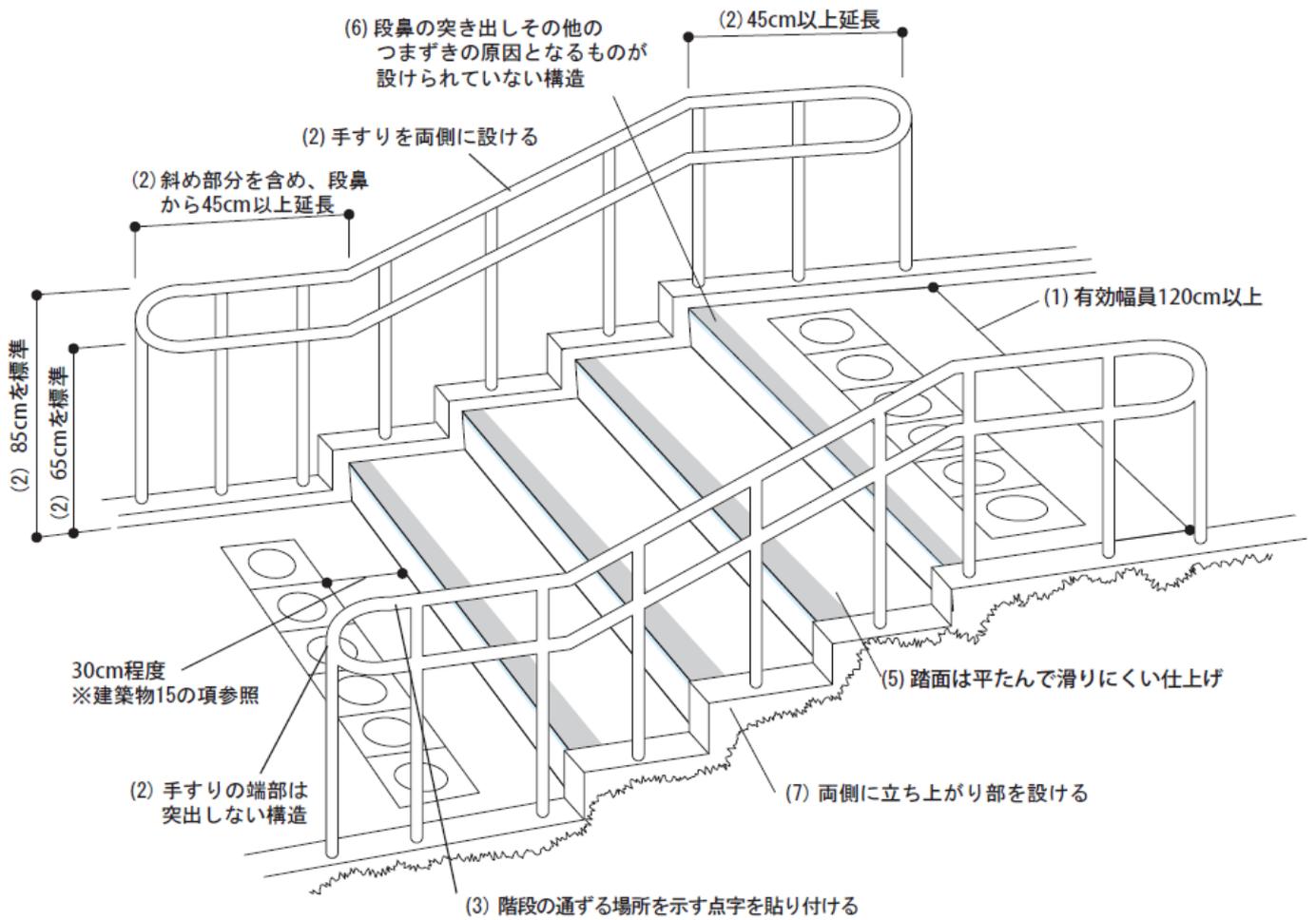


図2 中間手すりの設置例

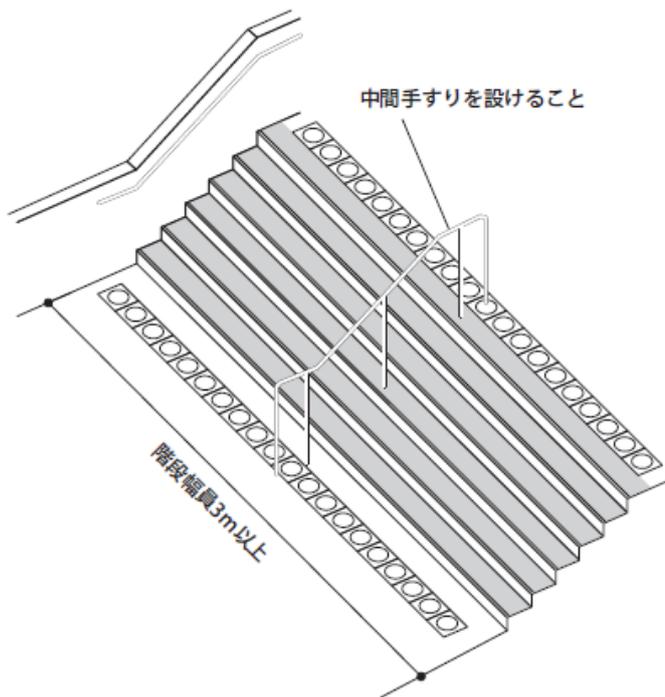
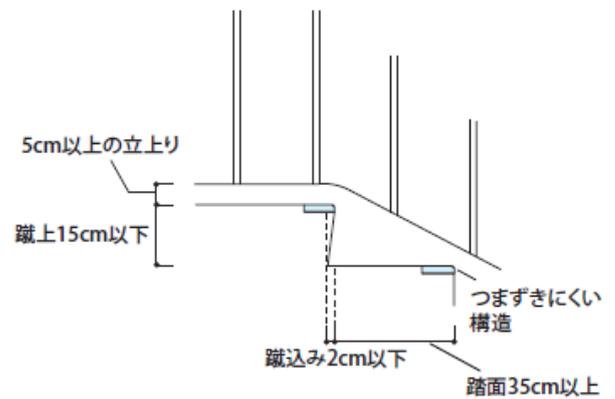


図3 階段の詳細例



## 4 公園

### 4-4

# 傾斜路

### ●基本的な考え方

- ・ 園路内に高低差や段が生じる場合には傾斜路を設け、利用者が安全かつ円滑に利用できるように整備する。
- ・ 傾斜路の勾配はできる限り緩やかに設ける。また、傾斜路の路面は滑りにくい仕上げ材を使用する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
利用者の利用に供する傾斜路を設ける場合は、次に定める構造とすること。				
(1) 有効幅員	有効幅員は、120センチメートル以上とすること。			図1
(2) 縦断勾配	縦断勾配は、8パーセント以下とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当の体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4パーセント以下とする。</li> </ul>	図1
(3) 横断勾配	横断勾配は、設けないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横断勾配があると車椅子使用者にとって進行が難しく、危険であるため、1パーセント以下とする。排水等により特別な理由がある場合のみ2パーセント以下まで許容する。</li> </ul>		
(4) 水平部分	高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の踊場を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 始終端部では前方の確認や休憩する等、次の動作に移るために車椅子が回転できるスペースが必要である。</li> <li>・ 斜路行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車椅子使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要となる。</li> </ul>		図1
(5) 手すりの設置	手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手すりは傾斜路の両側に連続して設置すること。</li> <li>・ 高齢者やつえ使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すりを両側に設置すること。</li> <li>・ 1段の手すりとする場合、高さを75～85センチメートル程度とする。2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85センチメートル程度、下段で65センチメートル程度とする。</li> <li>・ 手すりの端部は、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2段手すりとする。</li> <li>・ 傾斜路の上端・下段では、手すりを水平に45センチメートル以上延長する。</li> </ul>	図1
(6) 両側の構造	傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 傾斜路の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設けること。</li> </ul>		
(7) 路面の仕上げ	路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 路面は、乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくく、平たんな仕上げとすること。</li> </ul>	れんがやインターロッキング、磁器タイル等では、表面に凹凸がある材料は避け、目地部にも段差が生じないよう施工する。	図1

図1 傾斜路の設計例

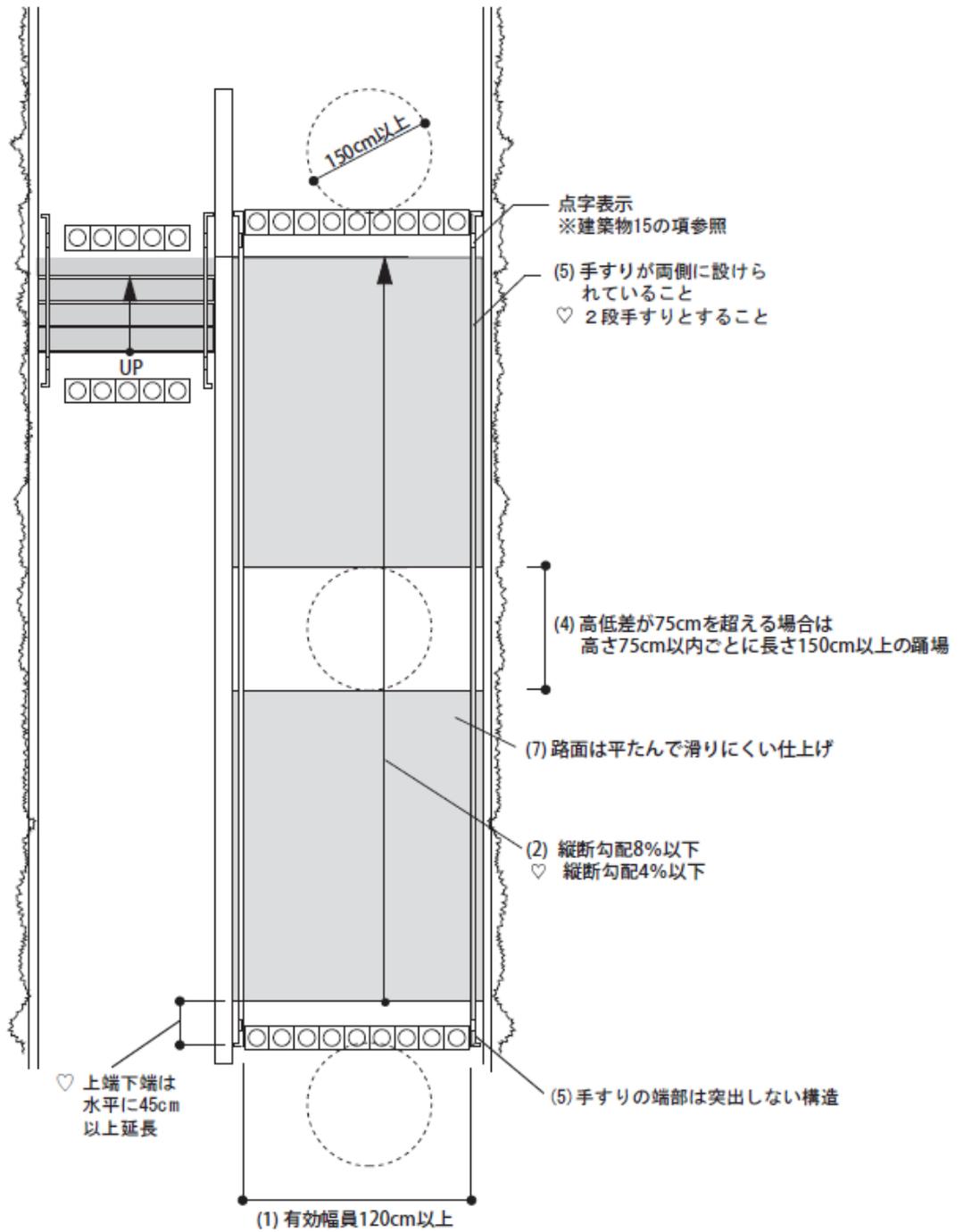
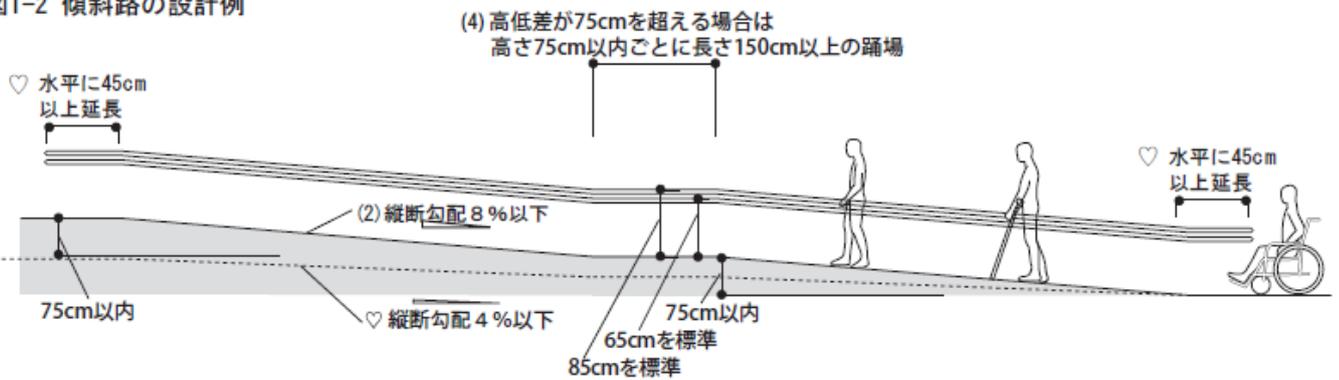


図1-2 傾斜路の設計例



## 4 公園

### 4-5

## 便所

### ●基本的な考え方

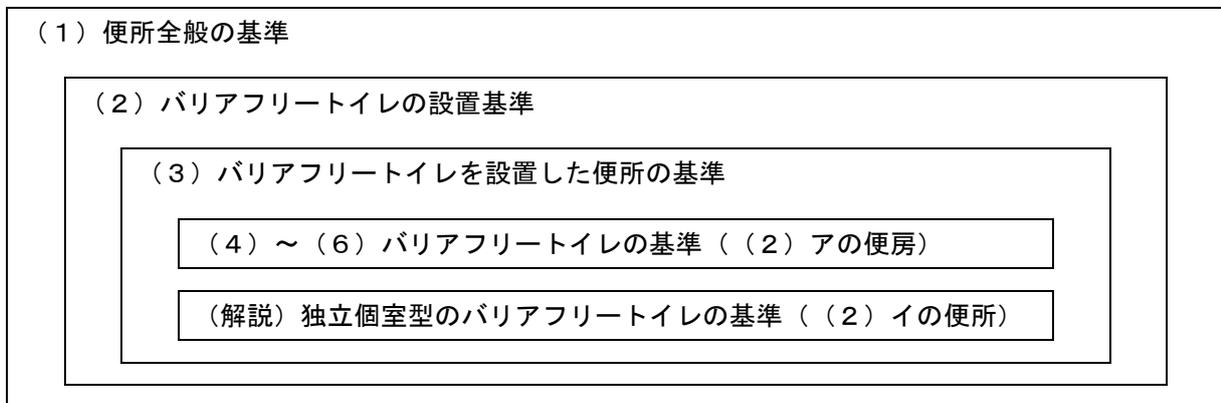
- 公園内の便所は、車椅子使用者、オストメイト、乳幼児、子ども等誰もが円滑に利用できるよう配慮する。
- なお、多様なニーズに応えるため、機能を集約することで、車椅子使用者をはじめ誰もが利用しやすい便房を設けることも有用であるが、利用者が集中し、便所内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声もあることから、各種機能を便所全体に適切に分散して配置する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所は、次に定める基準に適合した構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の規模等を勘案し、適正な数を確保すること。</li> </ul>	(便所を施錠する場合の情報提供) <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯や管理上の理由等からやむを得ず利用可能時間外の施錠を行っている場合は、戸に利用可能時間を表示するとともに、ウェブサイト等で利用可能時間の情報提供を行う。</li> </ul>	
ア 床面の仕上げ	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>便所内の床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。</li> </ul>		
イ 男子用小便器の構造	男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限り。)その他これらに類する小便器が設けられていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり付き床置き式等の小便器は、便所の入口の一番近いところに設置すること。</li> <li>小便器の手すりは、つえ使用者等の歩行困難者が左右の手すりにつかまるか、胸あて用の手すりに胸をつけて不安定な身体を支えながら用を足せる構造とすること。</li> </ul>		
ウ 手すりの設置	イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。			
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。				1の表_8の項参照
ア 障害者等が円滑に利用できる便房	便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。	便所内に、バリアフリーに配慮された便房を設け、一般の便房と併設されている便所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児用設備を設けた便房の設置に努めること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り1つの便所(男女別、男女共用)のまとまり単位で機能を分散して配置する。</li> <li>異性による介助・同伴利用等や性的マイノリティによる利用にも配慮し、男女が共用できる位置に設ける。</li> <li>子ども用の便器又は便座を設ける。</li> </ul>	
イ 障害者等が円滑に利用できる便所	障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。	バリアフリーに配慮された便房が、一般の便房と独立して設けられている便所をいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びに(3)イ、(4)イからエまで並びに(6)の規定について準用する。この場合において、(4)ウ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と、(6)中「(2)アの便房のうち1以上の便房」とあるのは、「(2)イの便所」と読み替えるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能分散を図る観点から、アの便房の設置を検討した上で、必要と見込まれる箇所にイの便所を設置する。</li> </ul>	
(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものとする。				
ア 出入口の構造	出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。			
	(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>幅は、90センチメートル以上とする。</li> </ul>	

整備基準	解説	望ましい水準	備考
	(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 (イ) 障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。 (ウ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口の戸は、原則として引き戸とすること。</li> </ul>	
イ 広さの確保	車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所内に、車椅子使用者が回転できる150センチメートル×150センチメートル以上の広さを設けること。</li> </ul>	
(4) (2) アの便房は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。			
ア 段	出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。		
イ 出入口を表示する標識	出入口には、当該便房が障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。</li> <li>・男女別及び内部の構造を、視覚障害者が分かりやすい方法で表示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和式便器・腰掛便座の別を、視覚障害者が分かりやすい方法で表示する。</li> </ul>
ウ 腰掛便座及び手すりの設置	腰掛便座及び手すりが設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・便座の高さは40～45センチメートルとすること。(付属器具)</li> <li>・洗浄装置のレバー等は、障害者等が操作しやすい形状とし、適切な位置に設置すること。</li> <li>・ペーパーホルダーは、適切な位置に設置すること。</li> <li>・便器の横側面に洗浄ボタン、ペーパーホルダー、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とすること。</li> <li>・手荷物を置ける棚又はフックを設置すること。</li> </ul>	(通報装置) <ul style="list-style-type: none"> <li>・呼び出しボタン、フラッシュバルブなどの緊急通報装置を設ける。</li> </ul>
エ 水洗器具の設置	障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置すること。</li> <li>・車椅子使用者の利用に配慮し、1以上は車椅子使用者用便房内に設置すること。</li> <li>・既存建築物の改修や設置が義務付けられた便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合以外は簡易型設備による対応は行わないこと。なお、当該設備では利用が難しい方がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置すること。</li> <li>・洗浄のため温水がでるように努めること。</li> <li>・大きめの汚物入れを便座及び車椅子に座った状態から手の届く範囲に設けるよう努めること。</li> <li>・全身を写すことができるような鏡を設置するよう努めること。</li> </ul>	

整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>(5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。</p>	<p>(車椅子使用者用便房の戸の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鍵は、指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造のものとし、非常時に外から開錠できるようにすること。</li> <li>・施錠を示す色は、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、文字を併記するか、赤と青の組み合わせなどによること。(赤と緑は見分けにくい)</li> <li>・ドアロックセンサーを設置すること。</li> <li>・自動式引き戸を設ける場合は、開閉時間の調整ができるものとし、閉速度は「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-006)(全国自動ドア協会)に定めるところによる。</li> <li>・ドア動作は人為操作によって作動させることを基本とする。</li> </ul> <p>(車椅子使用者用便房の広さ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手動車椅子で方向転換が可能なスペース(200センチメートル以上×200センチメートル以上)を確保すること。このスペースが確保できない場合は、150センチメートル以上×200センチメートル以上程度を確保すること。</li> </ul>	<p>(車椅子使用者用便房の付属設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置すること。なお、カーテンを設置する際は、燃やされる・破られるといった防火面や、カーテンを手すり代わりにして使用されるといった安全面の問題点を踏まえ、カーテンの素材、設置後の適切な管理などに十分留意する。</li> </ul> <p>(車椅子使用者用便房の広さ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・座位変換型の電動車椅子による方向転換や、大型の介助用大型ベッドの設置に必要な空間(220センチメートル以上×220センチメートル以上程度)を確保する。</li> </ul>	
<p>(6) (2)アの便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</p>			

図1 便所に関する移動等円滑化基準の体系





## 4 公園

### 4-6

## 駐車場

### ●基本的な考え方

- 公園利用者のために設けられる駐車場には、公園の主要な出入口に最も近接した箇所に適切な数の車椅子使用者専用の駐車区画を設ける。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
<p>利用者の利用に供する駐車場を設ける場合は、次に定める構造の車椅子使用者用駐車区画を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては、駐車台数の合計に1/50を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上を、駐車台数の合計が200台を超えるときは、駐車台数の合計に1/100を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上を設けること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>台数計算において小数が生じた場合は、整数に切り上げて得た台数以上を整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2台分以上のスペースを並べて設ける。</li> <li>地域の実情や施設の利用状況等に応じ、必ずしも広い幅員は必要ないものの、移動に配慮が必要な者等のため「優先駐車区画」を設置する。(優先駐車区画の表示等は、車椅子使用者用駐車区画に準じること。)</li> <li>発券所等は、曲がり角や斜路部分に設けないように計画するなど、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する。</li> <li>見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。</li> <li>雨の日でも濡れずに利用できるよう屋内に設ける、又は上屋を設けること。この場合、大型の車椅子用リフト付き福祉車両等の車両に対応するため、高さは230センチメートル以上とする。</li> </ul>	表1
(1) 区画の幅	幅は、350センチメートル以上とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用駐車区画が1区画の場合は、乗降用スペースを両側に設ける。</li> <li>奥行きは600センチメートル以上とする。</li> </ul>	図1
(2) 設置位置	2の項に定める構造の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画へ通ずる園路は、2の項に定める構造とすること。			図1 2の項
(3) 表示	車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法で表示すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子使用者用駐車区画である旨を分かりやすい方法により表示すること。</li> <li>表示は、区画内の路面だけでなく、立て看板等により分かりやすい方法で表示すること。</li> <li>道又は空地から駐車場へ通ずる出入口には、原則として、車椅子使用者用駐車区画がある旨を表示し、特に駐車区画が多数あり、複数の場所にわたる大規模な駐車場にあつては、当該出入口から車椅子使用者用駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。</li> </ul>		図1

図1 駐車場の設計例

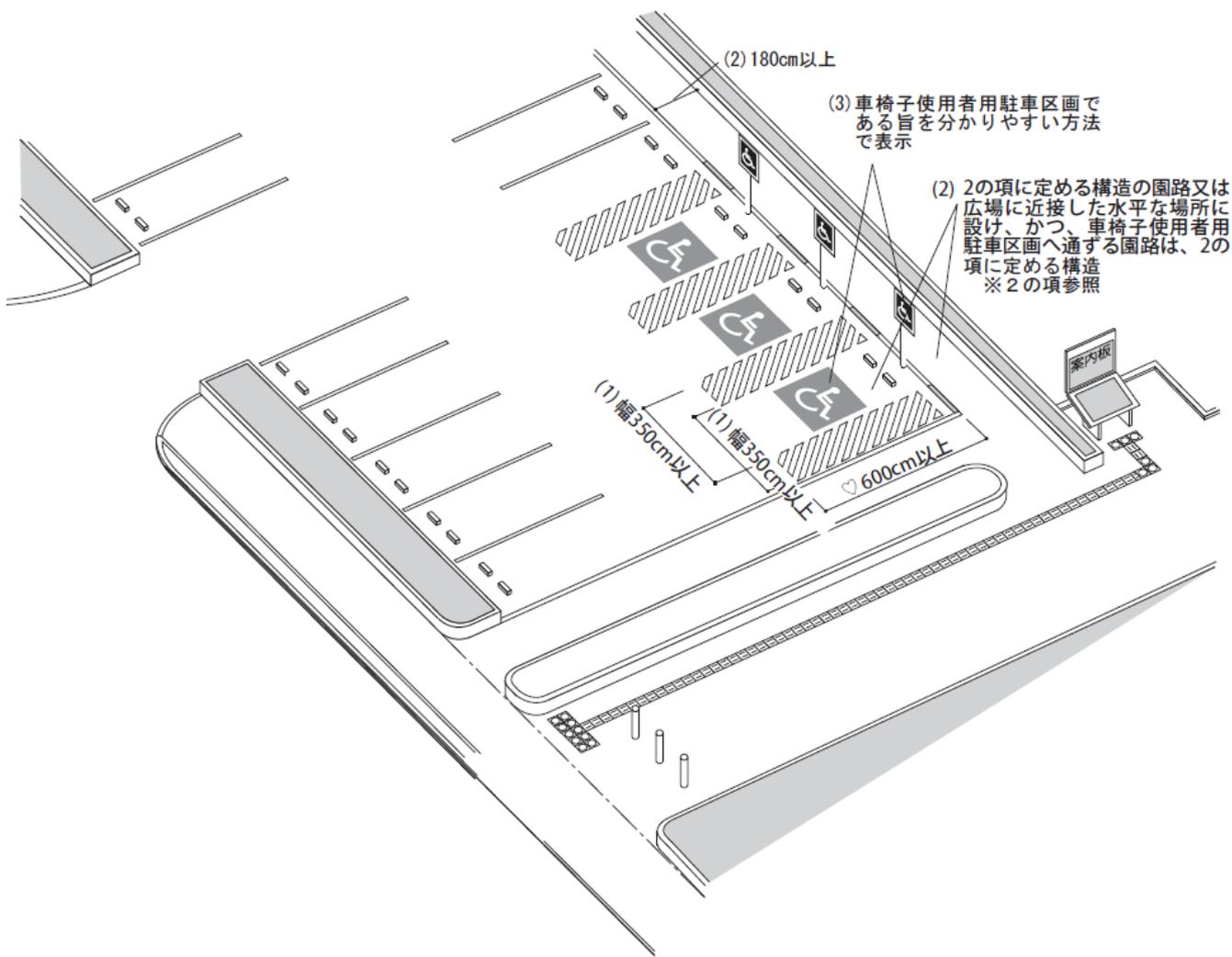


表1 車椅子使用者用駐車区画の算定表

全駐車台数 (a)	車椅子使用者用駐車区画	計算式
1~50台	1区画以上	$a \times 1/50$ 以上
51~100台	2区画以上	$a \times 1/50$ 以上
101~150台	3区画以上	$a \times 1/50$ 以上
151~200台	4区画以上	$a \times 1/50$ 以上
200台を超える	計算式によって得た数以上	$(a \times 1/100) + 2$ 以上

※総駐車台数が200台以下→1/50を乗して得た数以上  
 総駐車台数が200台を超える→1/100を乗して得た数に2を加えた数以上  
 台数計算で小数が生じた場合は、切り上げ

## 案内標示

## ●基本的な考え方

- ・ 出入口付近の適切な位置に、公園内の全体の様子分かる案内板を設ける。
- ・ 公園の案内板は分かりやすく、理解しやすい内容とする。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
(1) 案内標示（施設全体の利用に関する情報を提供する案内板、掲示板及び標識をいう。以下この項において同じ。）を設置する場合は、次に定める構造とすること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示板（一時的な情報提供）、標識（案内板や誘導サイン等）を設ける場合は、車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</li> <li>・ 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上 200 センチメートル以上の高さに設置すること。</li> </ul>		写真 1 写真 2
ア 案内板の構造	障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。			図 1
イ 容易な識別	当該案内標示に表示された内容が容易に識別できるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標識の表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、明度、色相又は彩度とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該標識が JIS Z8210 に定められているときは、これに適合するものを用いる。</li> <li>・ 標識には平仮名、ピクトグラム、ローマ字等による表示を併用すること。</li> <li>・ 標識には点字表示、触知図、音声案内装置等を設けること。</li> </ul>	図 1
ウ 明度差等の確保	案内板及び標識は、別表第 2 の 1 の表 12 の項(3)に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、彩度の差を確保するよう配慮すること。</li> </ul> (別表第 2 の 1 の表 12 の解説参照)		1 の表 12 の項参照
(2) 案内標示のうち 1 以上は、1 の項に定める出入口の付近に設けること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者が近づきやすい位置、車椅子使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。</li> <li>・ 基準を満たす案内板を主要な園路の出入口や駐車場の付近に配置すること。</li> <li>・ 標識周辺の床面は、平たんで固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとすること。</li> <li>・ 公園全体の案内図には、車椅子使用者等が利用可能な施設に、国際シンボルマーク等により、その旨を表示すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車椅子使用者が容易に接近できるよう、表示面の方向に 150 センチメートル×150 センチメートル以上の水平部分を園路動線に支障のないように設ける。</li> </ul>	

図1 案内板等の設計例

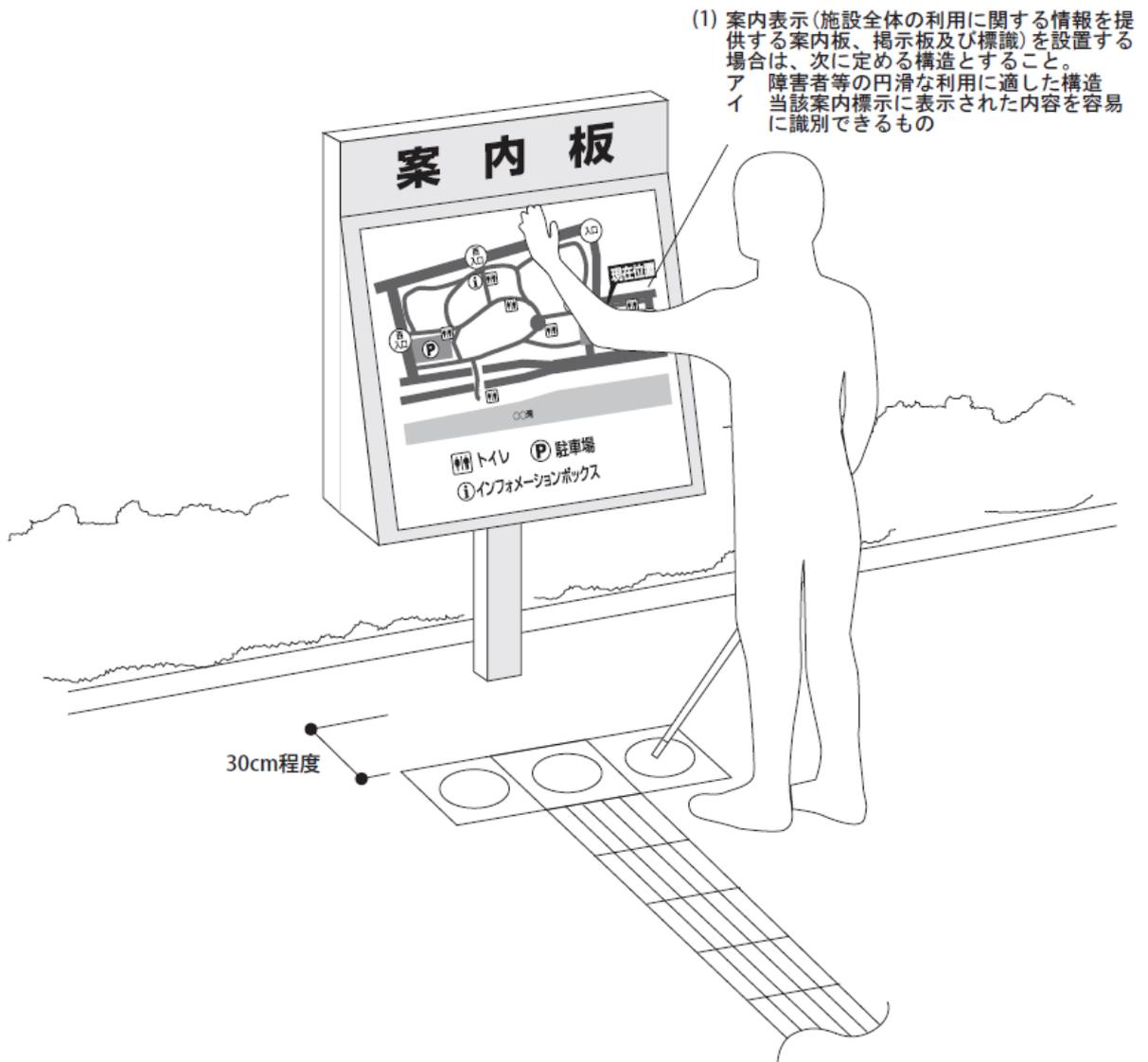


写真1 案内板の例(1) (県立辻堂海浜公園)

写真2 案内板の例(2) (県立辻堂海浜公園)



## ●基本的な考え方

その他の公園施設についても、障害者等の利用に配慮し、誰もが利用できるように整備を進める。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
ベンチ、屋外卓及びその他の設備を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造のものを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチを設ける場合は、両端に手すり兼用となるような大きめのひじかけのあるものを1以上設けること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチ等の附帯設備を園路沿いに設ける場合は、園路の有効幅員を確保し、その外側に設けること。</li> <li>ベンチの腰掛け板の高さは、40～45センチメートルとすること。</li> <li>ベンチには、背もたれや手すり等を設けることが望ましい。</li> <li>つえ使用者用のベンチは、標準の高さを55センチメートルとし、前傾させること。</li> <li>車椅子使用者等に配慮して、ベンチに隣接して、平坦で堅い表面の85センチメートル以上×120センチメートル以上のスペースを確保すること。</li> </ul>	図1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65センチメートル以上、幅75センチメートル以上、奥行45センチメートル以上の水平部分を確保すること。</li> <li>車椅子使用者が利用できる屋外卓を複数設ける場合は、隣接する屋外卓とは、220センチメートル以上の間隔を設けること。</li> </ul>		図2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>パーゴラ、四阿(あずまや)を設ける場合は、車椅子が回転できるスペース(150センチメートル以上×150センチメートル以上)及びベンチ横に車椅子使用者が近づけるスペース(85センチメートル以上×120センチメートル以上)を確保すること。</li> </ul>		図1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>水飲みを設ける場合は、次の構造とすること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①車椅子が接近できるよう使用方向150センチメートル以上、幅90センチメートル以上の水平部分を設けること。また、水平部分には踏み台等の障害物を置かないこと。</li> <li>②踏み台を設ける場合は、車椅子の使用方向を考慮し支障とならない場所に設けること。</li> <li>③飲み口までの高さは70～80センチメートル程度とし、車椅子で利用しやすいように下部に高さ65センチメートル以上、奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。</li> <li>④給水栓は、レバー式その他障害者等が利用しやすい構造とすること。</li> <li>⑤水飲みの飲み口は、上向きとすること。</li> </ol> </li> </ul>		図3

図1 ベンチ・パーゴラの設計例

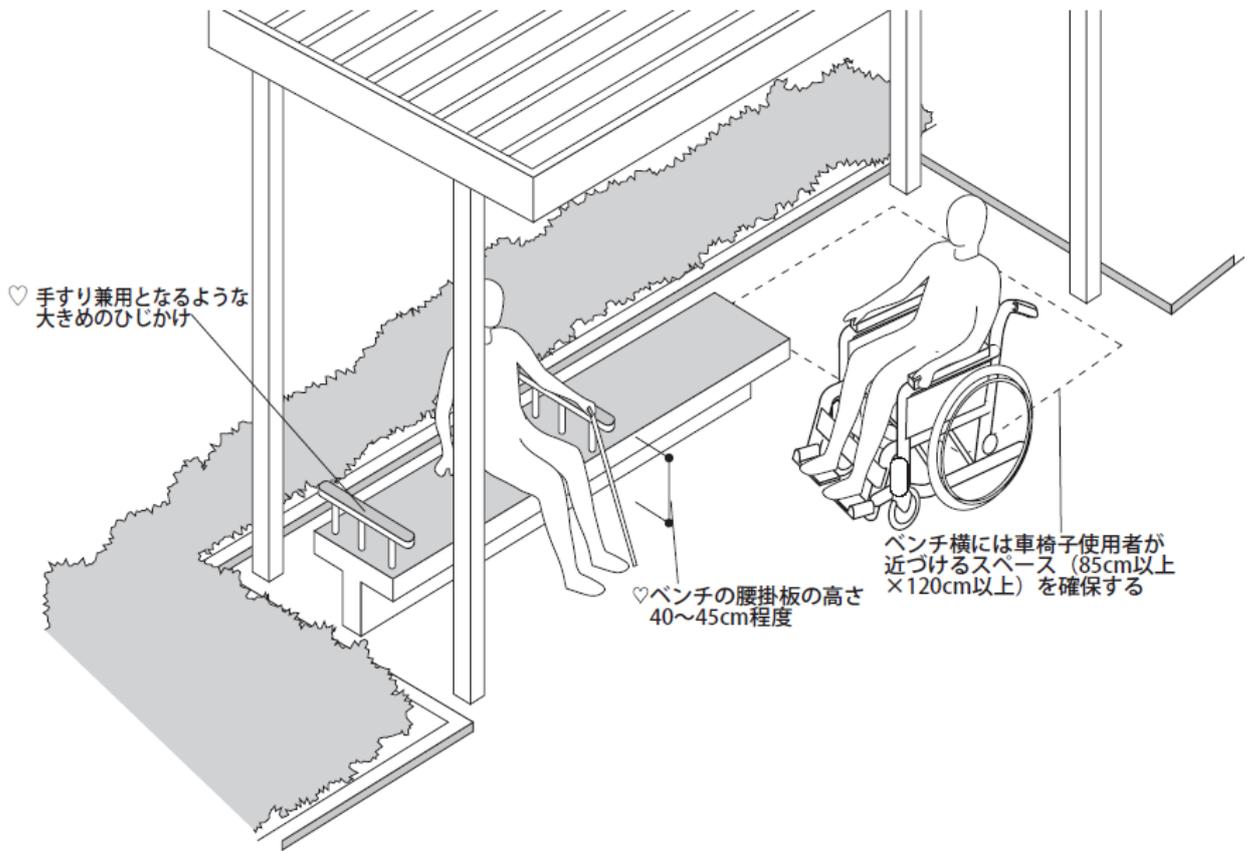


図2 屋外卓の設計例

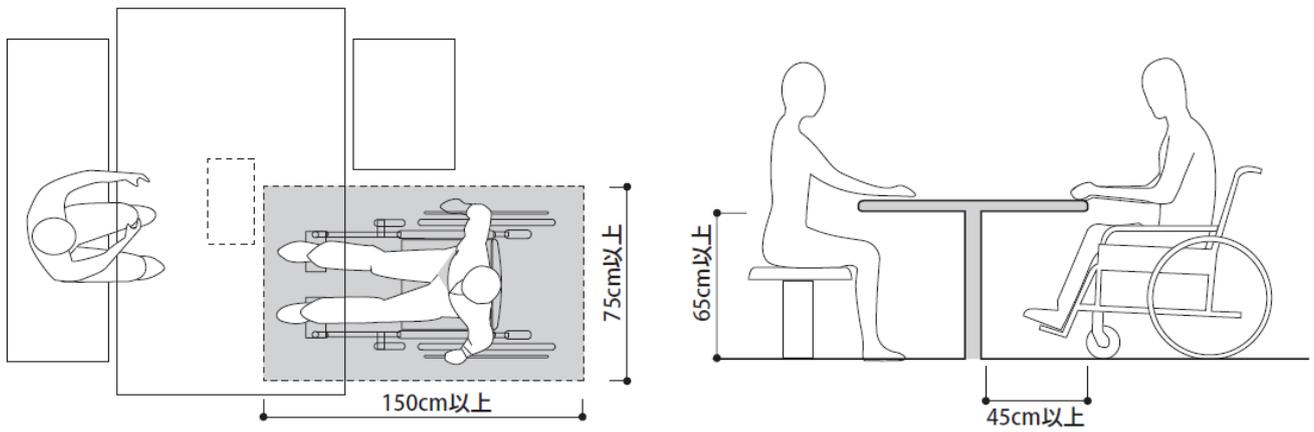
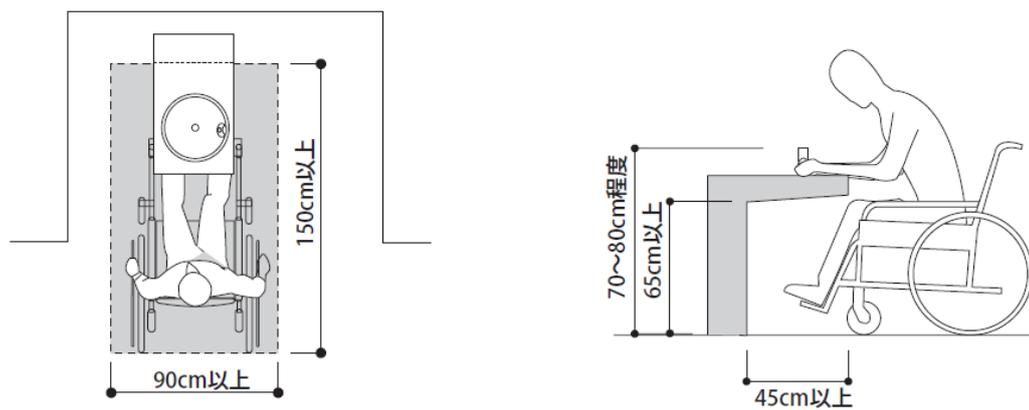


図3 水飲みの設計例



4 公園

4-9

視覚障害者の安全かつ  
円滑な利用に必要な設備

●基本的な考え方

視覚障害者が施設を安全かつ円滑に利用できるように施設を整備する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
視覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。			
(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	<p>次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、駐車場から1の項に定める構造の出入口に至る園路にあっては、この限りでない。</p> <p>ア 敷地に接する道から1の項に定める構造の出入口に至る経路</p> <p>イ 3の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分</p> <p>ウ 4の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場</p> <p>エ 2の項に定める構造の園路の要所や特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p>		図1
(2) 点字その他の案内設備の設置	7の項(1)に定める構造の案内板には、点字その他の案内設備を設けること。		

図1 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の設計例

